

II 国立大学法人東北大学環境・安全委員会 動物実験専門委員会内規

平成17年11月16日 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東北大学環境・安全委員会規程（平成16年規第7号）第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、審議し、併せて関係部局間の連絡調整を図るとともに総長に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画及び教育研修計画に関すること。
 - 二 国立大学法人東北大学動物実験等に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 三 動物実験計画及び教育研修計画の実施状況及び結果に関すること。
 - 四 飼養保管施設及び実験室（以下「施設等」という。）の設置又は変更に関すること。
 - 五 施設等の実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - 六 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い及び関連法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
 - 七 動物実験実施者に対する動物実験等の適正な実施のための指導及び助言に関すること。
 - 八 動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価に関すること。
 - 九 動物実験等の実施に関する情報公開に関すること。
 - 十 その他動物実験等に関すること。
- 2 前項に掲げる事項のうち第二号に掲げる事項を除いては、動物実験センターと連携して行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 動物実験等を実施する各部局の教員 各1人
 - 二 実験動物に関して優れた識見を有する者（第1号に掲げる者を除く。） 若干人
 - 三 動物実験等に携わらない者で、動物実験等に関連する学識経験を有する者（第1号に掲げる者を除く。） 若干人
- 2 前項に規定する者のほか、委員会は、総長が指名する理事又は副学長が必要があると認める者若干人を、委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総長が指名する委員をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第5条 委員は、総長の命を受けて国立大学法人東北大学環境安全委員会委員長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない者に係る任期は、当該始期から1年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決は、出席した委員の過半数による。

(専門部会)

第8条 必要に応じ、第2条各号に掲げる委員会の所掌事項のうち一部を分掌させるため、委員会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部員若干人をもって組織する。
- 3 専門部会に委員長を置き、専門部員の互選によって定める。
- 4 専門部会の委員長は、専門部会の会務を掌理する。

(議事録等)

第9条 委員長は、委員会開催に関する議事録等を作成し、それを保存しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究推進部研究コンプライアンス推進室において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、

委員会が定める。

附 則

この内規は、平成17年11月16日から施行する。

附 則（平成19年6月27日改正）

この内規は、平成19年9月3日から施行する。

附 則（平成20年4月14日改正）

この内規は、平成20年4月15日から施行する。

附 則（平成21年3月17日改正）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月24日改正）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月21日改正）

この内規は、平成25年5月21日から施行する。

附 則（令和2年3月31日改正）

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月13日改正）

この内規は、令和2年7月1日から適用する。